**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第431号）**

**〔　講師時間数配当根拠文書部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和７年２月19日）**

**第一　審査会の結論**

大阪府教育委員会が行った部分公開決定は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　平成31年３月６日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

大阪府立○○高等学校に関して、平成29年度に配当された講師時間数（常勤および非常勤）の根拠・内訳が分かる資料一式。（誰に対して、どの教科に対して、何の名目で配当されたものか個別具体的一覧としてわかるもの）

　２　同月19日付けで、実施機関は、条例第13条第１項の規定により、以下の内容についての部分公開決定を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求の対象となる行政文書の名称）

　　　平成29年度　府立○○高等学校　職員名簿（４月１日現在）

　　　平成29年度　府立○○高等学校　時間割（４月10日～）

（公開しないことと決定した部分）

非常勤講師の週の授業数が分かる部分

（公開しない理由）

　　条例第９条第１号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）に記録された情報は、個人の所得等に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

３　同月22日付けで、審査請求人は、実施機関に対し、条例第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求１」という。）を行った。

　（本件請求１の内容）

平成31年３月19日付け教職人第4808号部分公開決定において部分公開された「平成29年度　府立○○高等学校　時間割」について、正規任用の職員以外に、常勤講師・非常勤講師を、「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当するに至ったのか、講師時間数を配当するにあたっての積算の根拠となる資料。常勤・非常勤講師を配置した根拠となる資料。（配置した結果を求めるものではない）

従前の公開請求に於いても「誰に対して、どの教科に対して、何の名目で配当されたものか個別具体的一覧としてわかるもの」を請求しているにもかかわらず、教職人第4808号において部分公開された内容は職員名簿と時間割のみであり、不服申し立てをしても良いが、手続きの省略のため内容をより具体的にして再度請求するもの。

　４　同年４月５日付けで、実施機関は、教職人第1039号において、条例第13条第１項の規定により、以下の内容についての部分公開決定（以下「本件決定１」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求の対象となる行政文書の名称）

平成29年度　府立○○高等学校　職員名簿（４月１日現在）

　　　平成29年度　府立○○高等学校　時間割（４月10日～）

　　　平成29年度大阪府立○○高等学校　全日制の課程普通科教育課程実施計画

（公開しないことと決定した部分）

平成29年度　府立○○高等学校　職員名簿（４月１日現在）の非常勤講師の週の授業数が分かる部分

（公開しない理由）

　　条例第９条第１号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）に記録された情報は、個人の所得等に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

５　同月11日付けで、審査請求人は、実施機関に対し、条例第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求２」という。）を行った。

　（本件請求２の内容）

平成29年度において、大阪府立○○高校に配当された講師時間数（常勤・非常勤）について、その配当の根拠が分かる資料。具体的には、首席８時間、司書教諭２時間など、何の役職に対して何時間が配当されたのか、あるいは、産後時短勤務や教科に配当されるものなど、その時間数が配当されるに至った根拠の積算内訳が分かる資料。

６　同月25日付けで、実施機関は、条例第13条第１項の規定により、以下の内容についての部分公開決定（以下「本件決定２」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求の対象となる行政文書の名称）

平成29年度　府立○○高等学校　職員名簿（４月１日現在）

　　　平成29年度　府立○○高等学校　時間割（４月10日～）

　　　平成29年度大阪府立○○高等学校　全日制の課程普通科教育課程実施計画

（公開しないことと決定した部分）

平成29年度　府立○○高等学校　職員名簿（４月１日現在）の非常勤講師の週の授業数がわかる部分

（公開しない理由）

条例第９条第１号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）に記録された情報は、個人の所得等に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

７　同月12日付けで、審査請求人は、本件決定１を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求１」という。）を行った。

８　令和元年５月３日付けで、審査請求人は、本件決定２を不服として、法第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求２」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

１　本件審査請求１について

　　本件請求１の対象となる行政文書の追加を求める。

　　本件請求１によって求めている文書について、本件決定１により部分公開された文書よりも、請求内容に合致した適切な文書が存在するにも関わらず、それを秘匿し、全部公開ないし部分公開を行っていないため、不服申立てをするものである。

２　本件審査請求２について

　　本件請求２の対象となる行政文書の追加を求める。

　　本件請求２によって求めている文書について、本件決定２により部分公開された文書よりも、請求内容に合致した適切な文書が存在するにも関わらず、それを秘匿し、全部公開ないし部分公開を行っていないため、不服申立てをするもの。

　　本件請求２は、本件決定１で決定された文書が不十分なものであったため、加えて請求を行ったものであるが、本件請求１と本件請求２では何ら新しい情報公開が為されていない。

**第四　審査請求人の主張要旨**

１　本件審査請求１について

（１）審査請求書における主張

本件請求１は、平成31年３月19日付け部分公開決定において部分公開された「平成29年度　府立○○高等学校　時間割」について、正規任用の職員以外に、常勤講師・非常勤講師を、「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当するに至ったのか、講師時間数を配当するにあたっての積算の根拠となる資料。常勤・非常勤講師を配置した根拠となる資料。（配置した結果を求めるものではない）を求めたものである。

実施機関は、各学校に対して、首席１名８時間、司書教諭２時間など、具体的な役職について、あるいは、産後時短勤務や、教科担当者の不足により、常勤あるいは非常勤講師の時間数を割り当てて配当を行っている。その時間数の積算を元に、各校では具体的に講師の決定をしている。

しかしながら、本件決定１はその積算の内訳が具体的に分かるものではなく、大阪府立○○高校（以下「○○高校」という。）がその配当された時間を利用してどのように時間割を作成したのかという事後的な資料を示すに過ぎない。また、教職員人事グループおよび教務グループ（以下これらの２つのグループを併せて「担当グループ」という。）は、本件決定１を行うに際して、何を行政文書として公開ないし部分公開するべきなのかを請求人に一切確認せず、２度に亘って不十分な情報公開決定を行うなど、業務執行のあり方として著しく不適切である。

（２）反論書における主張

　　　弁明書６頁に「実施機関が請求内容に合致した本件行政文書を公開対象として決定したことは適当」とあるが、別添の○○「○○請求事件」（以下「民事訴訟事件」という。）における甲第23号証「平成29年度　大阪府立○○高等学校　教員計画表」(以下「教員計画表」という。)にあるとおり、非常勤講師を「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当したかの結果となる資料が存在し、加配の根拠の内訳も書かれている。本件決定１にあたって、当該文書が公開されないことが不服である。当該資料は○○高校のカリキュラム委員会において配付された資料とのことであるので、公開対象の行政文書である。これに加え、当該資料の作成根拠となった行政文書も公開対象となる。

　　　また、民事訴訟事件の甲第22号証および甲第24号証を添付するが、これは実施機関が既に公開決定した行政文書と同様のものであると推察される。時間割では、誰が教諭であり講師であるのかの判別ができず、どの教科になぜ非常勤講師が配当されたかを知ることはできない。実施計画では、各科目の講座数が不記載であるため、教員が何人必要であるのかを判断することはできない。よって不服とする。

　２　本件審査請求２について

審査請求書における主張

本件請求２にかかる処分は、次の点が違法不当である。

本件請求２は、平成31年３月19日付け教職人第4808号において部分公開された「平成29年度　府立○○高等学校　時間割」について、正規任用の職員以外に、常勤講師・非常勤講師を、「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当するに至ったのか、講師時間数を配当するにあたっての積算の根拠となる資料。常勤・非常勤講師を配置した根拠となる資料（配置した結果を求めるものではない）を求めたものである。

実施機関は、各学校に対して、首席１名８時間、司書教諭２時間など、具体的な役職について、あるいは、産後時短勤務や、教科担当者の不足により、常勤あるいは非常勤講師の時間数を割り当てて配当を行っている。その時間数の積算を元に、各校では具体的に講師の決定をしている。

しかしながら、本件決定２はその積算の内訳が具体的に分かるものではなく、○○高校がその配当された時間を利用してどのように時間割を作成したのかという事後的な資料を示すに過ぎない。また、担当グループは、本件決定２を行うに際して、何を行政文書として公開ないし部分公開するべきなのかを請求人に一切確認せず、２度に亘って不十分な情報公開決定を行うなど、業務執行のあり方として著しく不適切である。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　本件審査請求１について

（１）弁明の趣旨

　　本件審査請求１を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

本件決定１により部分公開した行政文書は、各教科の授業時間数やその算定根拠、正規教員の人数やそれぞれの持ち授業時間数を示したものである。また、正規教員を配置できない部分については、常勤講師・非常勤講師を配置することとなることから、各教科で任用した常勤講師・非常勤講師の持ち時間数を示したものである。

以上のように、実施機関が請求内容に合致した本件行政文書を公開対象として決定したことは適当である。

　（３）写しの提供について

審査請求人から、１回目から３回目までの情報公開請求に関する行政文書の写しの作成に係る費用の納入がないため、実施機関としては、審査請求人に対して、インターネットの利用による写しの提供は行っていない。

実施機関としては、請求内容に合致した適切な行政文書の部分公開決定を行っているが、審査請求人は、実施機関が部分公開決定した適切な行政文書を見ることなく、実施機関に対して「請求内容に合致した適切な文書が存在するにも関わらず、それを秘匿し、全部公開ないし部分公開を行っていない」として、情報公開請求及び審査請求を行っているものである。

２　本件審査請求２について

（１）弁明の趣旨

　　本件審査請求２を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

　　　１（２）に同じ。

（３）写しの提供について

　　　１（３）に同じ。

３　実施機関説明における主張

　　常勤講師と非常勤講師の配置については、学校のカリキュラムと正規教員の人数等を踏まえて、正規教員を配置できない部分について講師を配置するものであり、公開した職員名簿及び時間割から、各教科で任用した常勤講師・非常勤講師の持ち時間数がわかることから、公開した文書の特定は適切である。

　　審査請求人が反論書に添付した教員計画表について、○○高校に確認したが、原議ファイル等に保存されていない。審査請求人は、教員計画表には、非常勤講師を、「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当したのか結果が記載されており、また教員計画表はカリキュラム委員会で配付されたものであるから行政文書として存在するはずであり、これを公開の対象とするべきであると主張する。

実施機関において、○○高校に教員計画表が保管されているか確認したところ、同校より、作成者が不明なうえ、管理職にも確認したが当該資料は目にしたことがないとのことであり、仮に作成されていたとしても、学内の正式な共有資料ではない旨の回答を得た。

また、民事訴訟事件の被告は○○であるが、被告準備書面において「教員計画表は、教頭や教務主任が作成して教科主任会議に提示した資料ではないと思われる」と主張している。

さらに実施機関が各府立学校に非常勤講師を必要とする時間数を照会するにあたっては、教員計画表のような様式を用いておらず、したがって、いずれの府立学校からも提出を受けておらず、実際に実施機関において探索を行ったが存在しなかった。

審査請求人が公開を求める教員計画表は、行政文書として存在しないのであるから、審査請求人の主張は認められない。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　審査請求人は、同趣旨の情報公開請求を３回行い、これに対し、実施機関は、それぞれ部分公開決定を行った。審査請求人は、２回目、３回目の部分公開決定である本件決定１及び本件決定２に対して、それぞれ本件審査請求１及び本件審査請求２を行っている。

　審査請求人は、民事訴訟事件において書証として提出した教員計画表にあるとおり、非常勤講師を「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当したかの結果となる資料が存在し、また、加配の根拠の内訳の記載があるので、教員計画表が公開されるべき文書であると主張する。また、○○高校のカリキュラム委員会で教員計画表が配付された事実があることから、教員計画表は行政文書に該当するとも主張する。

　　　当審査会が審査請求人の主張について実施機関に確認したところ、○○高校から、教員計画表の作成者は不明であり、同校内で組織的に共有した文書ではなく、実際、教員計画表は保存されていないとの回答を得たとのことであった。

また、実施機関によると、担当グループにおいて、各府立高校に対し、非常勤講師が何時間必要であるか照会を行うが、当該照会の際に、教員計画表のような様式は使用しておらず、○○高校から教員計画表が提出された事実はなく、実態としても保有していないということであった。

　　　そもそもカリキュラム委員会とは、府立学校内で教育課程実施計画等を作成する組織であるが、実施機関の規則やマニュアルに定められておらず、府立学校の内規等に必ず定めなければならないとされているものではない。実際、同委員会の運営も学校ごとで異なっており、協議にあたって教員計画表のような様式の文書等の作成が義務付けられるものではないことからも、実施機関の主張は不合理ではない。

さらに、民事訴訟事件における被告準備書面を確認すると、「教員計画表は、教頭や教務主任が作成して教科主任会議に提示した資料ではないと思われる」と記載があることから、実施機関の説明と○○の認識は一致しており、実施機関が教員計画表を保管していないという説明に不自然な点は認められない。

以上のことから、教員計画表は、本件請求１及び本件請求２で公開を求める文書には当たらないことから、審査請求人の主張は認められない。

よって、本件決定１及び本件決定２は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　荒木　修、島尾　恵理、小谷　真理、福島　力洋、丸山　敦裕